

(12) 社会教育主事（社会教育士）課程

I 社会教育主事課程とは

〈課程の概要〉

社会教育主事課程は、社会教育主事と社会教育士を養成する課程である。社会教育主事としての任用資格を得るためには、社会教育法第9条の4第3号の規定により、大学において、文部科学省令で定める「社会教育に関する科目」の単位を修得し、卒業後1年以上官公署又は社会教育関係団体における社会教育に係りのある職・業務に従事することが必要となる。また、2020年度以降の入学生は、社会教育主事課程で所定の単位を修得すると、「社会教育士（養成課程）の称号」を取得できる。

〈社会教育主事及び社会教育士の職務・役割〉

社会教育主事とは、教育委員会や公民館などに勤務する、自治体に必置の「社会教育の専門職員」である。生涯学習の時代といわれる今日にあって、学校教育以外の組織的な教育活動である社会教育への期待は大きく、社会教育計画の立案や関係者への指導と助言、地域と学校の連携・協働の取組への助言などを通して、地域の人々の学習活動を支援する社会教育主事は、社会教育行政の中心的指導者として大きな責任を担っている。

また、社会教育士は、社会の幅広い場で、学習活動の支援を通して地域づくりに携わる「専門人材」である。社会教育士は、NPOや企業等と連携・協働して、社会教育施設における活動だけでなく、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

II 社会教育主事課程を開設する学部学科

社会教育主事課程を開設しているのは、文学部英文学科・総合人文学科・歴史学科及び教養学部人間科学科・言語文化学科・情報科学科・地域構想学科である。

III 社会教育主事になるための専門教育科目と履修方法

(1) 社会教育主事課程についてのガイダンス

1年次学生対象：オリエンテーション期間の教務ガイダンスの中で行う。

2年次学生対象：年度当初の「生涯学習概論Ⅰ」の時間に行うので履修登録をした時間帯の授業に必ず出席すること。

3年次学生対象：年度当初の「社会教育課題研究」および「教育調査実習A」の時間に行うので必ず出席すること。

(2) 履修すべき科目と単位

本学では、「社会教育に関する科目」（社会教育主事になるための専門教育科目）を別表のように定めている。

(3) 履修上の注意

- ① 科目の中には、学部によって受講に制限を設けているものがある。その場合は、以下に掲載している講義内容において伝えるので十分注意すること。
- ② 教職課程、学芸員課程及び図書館司書課程と共通の科目については、修得した単位をそれぞれの課程の単位とすることができるので、重複して履修する必要はない。

IV 社会教育主事に関する証明書について

年度初めに資格申請登録をし、所定の単位を修得した者には、卒業式当日に社会教育主事に関する証明書を交付する。

社会教育主事に関する科目

2020～2022年度以降入学生適用

法令上の科目		大学開講科目				備 考
科 目 名	単位	科 目 名	単位	開講 年次	必修・選択	
生 涯 学 習 概 論	4	生 涯 学 習 概 論 I	2	2	必修	学芸員・図書館司書課程と共通
		生 涯 学 習 概 論 II	2	2	必修	学芸員課程と共通
生 涯 学 習 支 援 論	4	生 涯 学 習 支 援 論	4	3	必修	
社 会 教 育 経 営 論	4	社 会 教 育 経 営 論	4	4	必修	
社 会 教 育 特 講	8	現 代 社 会 と 社 会 教 育	2	3	※ 1	
		図 書 館 概 論	2	2		図書館司書課程と共通
		図 書 館 制 度 ・ 経 営 論	2	4		図書館司書課程と共通
		博 物 館 概 論	2	1		学芸員課程と共通
		博 物 館 教 育 論	2	1		学芸員課程と共通
		地 域 ス ポ ー ツ 論	2	2		
		ス ポ ー ツ 指 導 論	2	2		
		ボ ラ ン テ ィ ア 活 動	2	2		(講義+施設活動)
		教 育 基 礎 論	2	1		教職課程と共通
		市 民 活 動 論	2	1		
		地 域 構 想 論	2	2		
		社 会 福 祉 論	2	2		
		市民性育成の教育論	2	3		
		地 域 教 育 論	2	3		
		地 域 社 会 論	2	3		
		地 域 文 化 論	2	3		
		スポーツマネジメント	2	3		
社 会 教 育 実 習	1	社 会 教 育 実 習 I	1	3	必修	
社 会 教 育 演 習 社 会 教 育 実 習 社会教育課題研究 のうち一以上の科目	3	社会教育課題研究	4	3	※ 2	
		社 会 教 育 実 習 II	1	3		
		教 育 調 査 実 習 A	2	3		
		教 育 調 査 実 習 B	2	3		

* 1 法定上の科目「社会教育特講」より8単位以上修得すること。

* 2 「社会教育課題研究」4単位または「社会教育実習Ⅱ・教育調査実習A・教育調査実習B」合計5単位のどちらかを選択必修とする。

社会教育主事に関する科目

2019年度入学生適用

法 定 科 目	単位	本学開講科目	単位	年次	必修 選択	開 講 キャンパス	備 考
生涯学習概論	4	生 涯 学 習 概 論 I	2	2	必修	泉	学芸員・図書館司書課程と共通
		生 涯 学 習 概 論 II	2	2	必修	泉	学芸員課程と共通
社会教育計画	4	社 会 教 育 計 画	4	4	必修	泉／土樋	
社会教育演習、社会教育 実習又は社会教育課題研 究のうち1以上の科目	4	社会教育課題研究	4	3	* 1	土 樋	
		社 会 教 育 実 習	2	3		泉	
		教育調査実習 A	2	3		泉	
		教育調査実習 B	2	3		泉	
社会教育特講Ⅰ（現代社会と社会教育）	12	現代社会と社会教育	2	3	必修	泉／土樋	
社会教育特講Ⅱ（社会教育活動・事業・施設）		図 書 館 概 論	2	2	* 2	泉	図書館司書課程と共通
		図書館制度・経営論	2	4		土 樋	図書館司書課程と共通
		博 物 館 概 論	2	1		泉	学芸員課程と共通
		博 物 館 教 育 論	2	1		泉	学芸員課程と共通
		地 域 ス ポ ー ツ 論	2	2		泉	
		ス ポ ー ツ 指 導 論	2	2		泉	
		ボランティア活動	2	2		泉	（講義＋施設活動）
		社会教育特講Ⅲ（その他必要な科目）	教 育 基 礎 論	2		1	* 2
教育の制度と経営			2	1	泉	教職課程と共通	
社 会 福 祉 論			2	2	泉		
市民性育成の教育論			2	3	泉		
地 域 構 想 論	2		2	泉			
市 民 活 動 論	2		1	泉			
地 域 教 育 論	2		3	泉			
地 域 社 会 論	2		3	泉			
地 域 文 化 論	2	3	泉				
スポーツマネジメント	2	3	泉				

* 1 「社会教育課題研究」または「社会教育実習・教育調査実習 A・教育調査実習 B の組み合わせ」のどちらかを選択必修

* 2 法定科目「社会教育特講Ⅱ、Ⅲ」については、それぞれ1科目2単位以上、ⅡとⅢから合計10単位以上を修得すること

社会教育主事に関する科目

2015～2018年度入学生適用

法 定 科 目	単位	本学開講科目	単位	年次	必修 選択	開 講 キャンパス	備 考
生涯学習概論	4	生 涯 学 習 概 論	4	2	必修	泉	学芸員・図書館司書課程と共通
社会教育計画	4	社 会 教 育 計 画	4	4	必修	泉／土樋	
社会教育演習、社会教育 実習又は社会教育課題研 究のうち1以上の科目	4	社会教育課題研究	4	3	* 1	土 樋	
		社 会 教 育 実 習	2	3		泉	
		教 育 調 査 実 習 A	2	3		泉	
		教 育 調 査 実 習 B	2	3		泉	
社会教育特講Ⅰ（現代社 会と社会教育）		現代社会と社会教育	2	3	必修	泉／土樋	
社会教育特講Ⅱ（社会教 育活動・事業・施設）	12	生 涯 学 習 論	2	2	* 2	泉	
		図 書 館 概 論	2	2		泉	図書館司書課程と共通
		図書館制度・経営論	2	4		土 樋	図書館司書課程と共通
		図書館情報資源概論	2	3		土 樋	図書館司書課程と共通
		博 物 館 概 論	2	1		泉	学芸員課程と共通
		博 物 館 教 育 論	2	1		泉	学芸員課程と共通
		博 物 館 経 営 論	2	2		泉	学芸員課程と共通
		教 育 工 学 実 習	2	2		泉	
		地 域 ス ポ ー ツ 論	2	2		泉	
		ス ポ ー ツ 指 導 論	2	2		泉	
		ボランティア活動	2	2		泉	（講義＋施設活動）
社会教育特講Ⅲ（その他 必要な科目）		教 育 原 理	4	1	* 2	泉	教職課程と共通
		社 会 福 祉 論	2	2		泉	
		市民性育成の教育論	2	3		泉	
		地 域 構 想 論	2	2		泉	
		市 民 活 動 論	2	1		泉	
		地 域 教 育 論	2	3		泉	
		地 域 社 会 論	2	3		泉	
		地 域 文 化 論	2	3		泉	
		地 域 政 策 論	2	3		泉	
		地 域 福 祉 論	2	2		泉	
		スポーツマネジメント	2	3		泉	

* 1 「社会教育課題研究」または「社会教育実習・教育調査実習A・教育調査実習Bの組み合わせ」のどちらかを選択必修

* 2 法定科目「社会教育特講Ⅱ、Ⅲ」については、それぞれ1科目2単位以上、ⅡとⅢから合計10単位以上を修得すること